



言語聴覚士学校養成所自己点検表

点検項目		判定	確認書類														
2 施設設備等に関する事項(つづき)	<table border="1"> <tr> <td>1 機械器具(つづき)</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>心理検査・言語検査用具(各種)</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>補聴器(数種類)</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>人工喉頭(電気式、笛式)</td> <td>各1台以上</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーションエイド(各種)</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>訓練教材(各種)</td> <td>適当数</td> </tr> <tr> <td>発声発語器官検査用具一式(鼻息鏡等)</td> <td>適当数</td> </tr> </table>	1 機械器具(つづき)	数 量	心理検査・言語検査用具(各種)	適当数	補聴器(数種類)	適当数	人工喉頭(電気式、笛式)	各1台以上	コミュニケーションエイド(各種)	適当数	訓練教材(各種)	適当数	発声発語器官検査用具一式(鼻息鏡等)	適当数		
	1 機械器具(つづき)	数 量															
	心理検査・言語検査用具(各種)	適当数															
	補聴器(数種類)	適当数															
	人工喉頭(電気式、笛式)	各1台以上															
	コミュニケーションエイド(各種)	適当数															
	訓練教材(各種)	適当数															
	発声発語器官検査用具一式(鼻息鏡等)	適当数															
	<table border="1"> <tr> <td>2 模 型</td> <td>数 量</td> </tr> <tr> <td>人体解剖模型</td> <td>1台以上</td> </tr> <tr> <td>聴覚系解剖模型</td> <td>1台以上</td> </tr> <tr> <td>発声発語・嚥下系解剖模型</td> <td>1台以上</td> </tr> <tr> <td>神経系解剖模型</td> <td>1台以上</td> </tr> </table>	2 模 型	数 量	人体解剖模型	1台以上	聴覚系解剖模型	1台以上	発声発語・嚥下系解剖模型	1台以上	神経系解剖模型	1台以上						
	2 模 型	数 量															
人体解剖模型	1台以上																
聴覚系解剖模型	1台以上																
発声発語・嚥下系解剖模型	1台以上																
神経系解剖模型	1台以上																
(3) 教育上必要な専門図書(洋書を含む。)を1000冊以上(1~2年課程は500冊以上)整備しているか。 (指導要領第6(3)イ)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																
(4) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。 (指定規則第3条第1項)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																
3 教員等に関する事項																	
(1) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(該当する課程の要件をすべて満たすこと。) (指定規則第4条第1項第4号第5号、第2項第4号第5号、第3項第3号第4号、指導要領第4)																	
【3年課程】																	
①教員は指定規則別表第1に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち5人 (1学年2学級以上の場合、(学級数-1)×3を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又は これと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。 ○医師等である専任教員の数は、学校又は養成所の設置年度については3人以上 (1学年2学級以上の場合、学級数-1を加えた数) ○医師等である専任教員の数は、学校又は養成所の設置翌年度については4人以上 (1学年2学級以上の場合、(学級数-1)×2を加えた数)																	
②専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った 言語聴覚士(以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。)であること。 ○業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置年度については1人以上 ○業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置翌年度については2人以上	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																
【1年課程】																	
①教員は指定規則別表第2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち3人 (1学年2学級以上の場合、(学級数-1)を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。 ②専任教員のうち少なくとも1人は、業務経験5年以上の言語聴覚士であること。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																
【2年課程】																	
①教員は指定規則別表第2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち4人 (1学年2学級以上の場合、(学級数-1)×2を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。 ○医師等である専任教員の数は、学校又は養成所の設置年度については3人以上 (1学年2学級以上の場合、学級数-1を加えた数) ②専任教員のうち少なくとも2人は、業務経験5年以上の言語聴覚士であること。 ○業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置年度については1人以上	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																
(2) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は15時間以内であるか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																

教員資格が確認できる書類  
(履歴書、資格証等)を適切  
に保管すること。  
資格証等は原則として原本  
で確認を行うこと。

言語聴覚士学校養成所自己点検表

点検項目		判定	確認書類																																																																										
<p>4 教育に関する事項</p> <p>(1) 教育の内容は以下の内容以上か。(該当する課程の要件を満たすこと。)</p> <p>(指定規則別表第1第2、指導要領第5(2))</p> <p>【3年課程】</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基礎分野 360時間以上</td> <td>人文科学 2科目</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会科学 2科目</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自然科学 2科目</td> <td>2</td> <td>1科目は統計学とすること。</td> </tr> <tr> <td>外国語</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健体育</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">専門基礎分野 840時間以上</td> <td>基礎医学</td> <td>3</td> <td>医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。</td> </tr> <tr> <td>臨床医学</td> <td>6</td> <td>内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。</td> </tr> <tr> <td>臨床歯科医学</td> <td>1</td> <td>口腔外科学を含む。</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・聴覚医学</td> <td>3</td> <td>神経系の構造、機能及び病態を含む。</td> </tr> <tr> <td>心理学</td> <td>7</td> <td>心理測定法を含む。</td> </tr> <tr> <td>言語学</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音声学</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音響学</td> <td>2</td> <td>聴覚心理学を含む。</td> </tr> <tr> <td>言語発達学</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉・教育</td> <td>2</td> <td>社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">専門分野 臨床実習以外 945時間以上 臨床実習 480時間以上</td> <td>言語聴覚障害学総論</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>失語・高次脳機能障害学</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語発達障害学</td> <td>6</td> <td>脳性麻痺及び学習障害を含む。</td> </tr> <tr> <td>発声発語・嚥えん下障害学</td> <td>9</td> <td>吃音を含む。</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害学</td> <td>7</td> <td>聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。</td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td>12</td> <td>実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。</td> </tr> <tr> <td>選択必修分野 210時間以上</td> <td>8</td> <td>専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>93</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 単位の計算の方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。</p> <p>2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。</p> <p>3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習12単位以上及び臨床実習以外の教育内容81単位以上(うち基礎分野12単位以上、専門基礎分野29単位以上、専門分野32単位以上及び選択必修分野8単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p> <p>4 学校教育法に基づく大学は、基礎分野については、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>	教育内容	単位数	備考	基礎分野 360時間以上	人文科学 2科目	2		社会科学 2科目	2		自然科学 2科目	2	1科目は統計学とすること。	外国語	4		保健体育	2		専門基礎分野 840時間以上	基礎医学	3	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。	臨床医学	6	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。	臨床歯科医学	1	口腔外科学を含む。	音声・言語・聴覚医学	3	神経系の構造、機能及び病態を含む。	心理学	7	心理測定法を含む。	言語学	2		音声学	2		音響学	2	聴覚心理学を含む。	言語発達学	1		社会福祉・教育	2	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。	専門分野 臨床実習以外 945時間以上 臨床実習 480時間以上	言語聴覚障害学総論	4		失語・高次脳機能障害学	6		言語発達障害学	6	脳性麻痺及び学習障害を含む。	発声発語・嚥えん下障害学	9	吃音を含む。	聴覚障害学	7	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。	臨床実習	12	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。	選択必修分野 210時間以上	8	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	合計	93		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	教育課程表 シラバス
	教育内容	単位数	備考																																																																										
	基礎分野 360時間以上	人文科学 2科目	2																																																																										
		社会科学 2科目	2																																																																										
		自然科学 2科目	2		1科目は統計学とすること。																																																																								
		外国語	4																																																																										
		保健体育	2																																																																										
	専門基礎分野 840時間以上	基礎医学	3	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。																																																																									
		臨床医学	6	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。																																																																									
		臨床歯科医学	1	口腔外科学を含む。																																																																									
		音声・言語・聴覚医学	3	神経系の構造、機能及び病態を含む。																																																																									
		心理学	7	心理測定法を含む。																																																																									
		言語学	2																																																																										
		音声学	2																																																																										
		音響学	2	聴覚心理学を含む。																																																																									
言語発達学		1																																																																											
社会福祉・教育		2	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。																																																																										
専門分野 臨床実習以外 945時間以上 臨床実習 480時間以上	言語聴覚障害学総論	4																																																																											
	失語・高次脳機能障害学	6																																																																											
	言語発達障害学	6	脳性麻痺及び学習障害を含む。																																																																										
	発声発語・嚥えん下障害学	9	吃音を含む。																																																																										
	聴覚障害学	7	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。																																																																										
臨床実習	12	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。																																																																											
選択必修分野 210時間以上	8	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。																																																																											
合計	93																																																																												

言語聴覚士学校養成所自己点検表

点検項目		判定	確認書類																																																														
4 教育に関する事項(つづき) 【1年課程、2年課程】 別表第2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門基礎分野</td> <td>基礎医学</td> <td>3</td> <td>医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">840時間以上</td> <td>臨床医学</td> <td>6</td> <td>内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。</td> </tr> <tr> <td>臨床歯科医学</td> <td>1</td> <td>口腔外科学を含む。</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・聴覚医学</td> <td>3</td> <td>神経系の構造、機能及び病態を含む。</td> </tr> <tr> <td>心理学</td> <td>7</td> <td>心理測定法を含む。</td> </tr> <tr> <td>言語学</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音声学</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音響学</td> <td>2</td> <td>聴覚心理学を含む。</td> </tr> <tr> <td>言語発達学</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉・教育</td> <td>2</td> <td>社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。</td> </tr> <tr> <td>専門分野</td> <td>言語聴覚障害学総論</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨床実習以外</td> <td>失語・高次脳機能障害学</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語発達障害学</td> <td>6</td> <td>脳性麻痺及び学習障害を含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">945時間以上</td> <td>臨床実習</td> <td>発声発語・嚥えん下障害学</td> <td>9</td> <td>吃音を含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">480時間以上</td> <td>聴覚障害学</td> <td>7</td> <td>聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。</td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td>12</td> <td>実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>73</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	単位数	備考	専門基礎分野	基礎医学	3	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。	840時間以上	臨床医学	6	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。	臨床歯科医学	1	口腔外科学を含む。	音声・言語・聴覚医学	3	神経系の構造、機能及び病態を含む。	心理学	7	心理測定法を含む。	言語学	2		音声学	2		音響学	2	聴覚心理学を含む。	言語発達学	1		社会福祉・教育	2	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。	専門分野	言語聴覚障害学総論	4		臨床実習以外	失語・高次脳機能障害学	6		言語発達障害学	6	脳性麻痺及び学習障害を含む。	945時間以上	臨床実習	発声発語・嚥えん下障害学	9	吃音を含む。	480時間以上	聴覚障害学	7	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。	臨床実習	12	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。	合計		73		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	教育内容	単位数	備考																																																														
	専門基礎分野	基礎医学	3	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。																																																													
	840時間以上	臨床医学	6	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。																																																													
		臨床歯科医学	1	口腔外科学を含む。																																																													
		音声・言語・聴覚医学	3	神経系の構造、機能及び病態を含む。																																																													
		心理学	7	心理測定法を含む。																																																													
		言語学	2																																																														
		音声学	2																																																														
		音響学	2	聴覚心理学を含む。																																																													
言語発達学		1																																																															
社会福祉・教育	2	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。																																																															
専門分野	言語聴覚障害学総論	4																																																															
臨床実習以外	失語・高次脳機能障害学	6																																																															
	言語発達障害学	6	脳性麻痺及び学習障害を含む。																																																														
945時間以上	臨床実習	発声発語・嚥えん下障害学	9	吃音を含む。																																																													
	480時間以上	聴覚障害学	7	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。																																																													
		臨床実習	12	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。																																																													
合計		73																																																															
備考 1 単位の計算の方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習12単位以上及び臨床実習以外の教育内容61単位以上(うち専門基礎分野29単位以上及び専門分野32単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。																																																																	
(2) 実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。 ○講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習及び実技について定めること。(指導要領第5(1)ア) ○基礎分野の授業科目は、実験体育実技等であっても講義又は演習に含まれる。(指導要領第5(1)イ) ○臨床実習については1単位40時間以上の実習とすること。(指導要領5(1)イ)			出勤簿 義録 間割 績認定 議記録																																																														
(3) 1学級の定員が10名以上40名以下となっているか。(指定規則第4条第1項第6号)																																																																	
(4) 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は40名以下となっているか。(指導要領第5(1)イ)																																																																	
(5) 各科目の修得状況が不十分な者について単位認定した事例はないか。(指導要領第5(3)ア) ○学則で定める必要出席時間数に満たない者が単位認定されていないか。																																																																	
(6) 選択必修分野については、専門基礎分野及び専門分野の教育内容とは別に、一般臨床医実習を含む解剖学45時間を行っているか。(3年課程のみ:指導要領第5(4))																																																																	
(2) テストを授業時間に含めることはできるが資格を有する教員による監督及び時間数を満たすことが必要。 (授業時間としてみなせない例) ①試験監督が事務職員→無資格教員による授業 ②テストの時間数が2時間と計上されているが、実際は60分で行っていた→1時間分の授業時間不足 ※①、②ともに補講の対象																																																																	
5 実習に関する事項 (1) 承認を受け ○臨床実習(指導要領第7(1)ア)	1名でも超過していれば、もう1クラス設けること。 ※留年する学生を含めて学級定員を超過する場合も、2クラス設けなければならない。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・実習施設一覧表 ・出勤簿 ・出席簿 ・講義録																																																														
	(2) 実習指導者 ○言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、実習施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																															
	(3) 実習施設における実習人員は、実習指導者1人につき2人を限度としているか。(指導要領第7(1)イ)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																															
	(4) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上に必要な機械器具を有しているか。(指導要領第7(1)ウ)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																															
	(5) 臨床実習のうち320時間以上は、病院又は診療所において行っているか。(指導要領第6(1)エ)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																																															



言語聴覚士学校養成所自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>6 変更承認及び届出に関する事項</p> <p>(1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(指定規則第3条)</p> <p>① 変更にあたり事前に承認が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 修業年限の変更</li> <li>○ 教育課程の変更</li> <li>○ 入学定員の変更</li> <li>○ 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更</li> <li>○ 実習施設の変更</li> </ul> <p>② 変更後1ヶ月以内届出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設置者の氏名及び住所</li> <li>○ 養成施設の名称、所在地</li> <li>○ 学則(修業年限、教育課程、入学定員の変更は事前に承認申請が必要)</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・過去の申請書類</p> <p>・過去の提出届書類</p>
<p>7 その他</p> <p>(1) 専任の事務職員を有するか。(指定規則第4条第1項第12号)</p> <p>(2) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。</p> <p>(3) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか。(指導要領9(1))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・組織図</p> <p>・学則</p> <p>・募集要項</p>
<p>点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)</p>		

※記載要領

- ① 事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ② 判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③ 小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④ 確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。  
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握し、その実施に責任を負うものとする。

実施日:       年   月   日

設置者氏名:

記載者氏名: